

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年4月28日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
麻生 博美	麻生博美後援会	令和5年1月30日
田中 紀子	田中のりこと市民ネット	令和5年3月6日
近藤 千鶴子	近藤ちず子後援会	令和5年3月12日
宇井 成一	創成会	令和5年3月26日